

平成28年度下水道関係予算の  
確保等に向けた提言

平成27年6月26日

公益社団法人 日本下水道協会

会長 仙台市長 奥山恵美子

## 平成28年度下水道関係予算の 確保等に向けた提言

下水道は、社会経済活動を支え、衛生的で快適な生活環境を確保し、水環境を改善し、大雨による浸水被害を防ぐために、欠かせない社会資本である。

さらに、時代とともに変化する社会環境等を踏まえ、下水道事業は老朽化施設の改築更新や地震対策のさらなる推進、高度処理等による良好な水環境の創出に取り組むとともに、下水道資源の有効活用など新たな課題にも取り組んできた。

このような状況の下、平成26年7月には「新下水道ビジョン」が策定され、平成27年5月には下水道法等の大幅な改正がなされたところである。一方、経営面では、平成27年1月に総務省より下水道事業への公営企業会計の適用拡大が要請されるなど、大きな変革期を迎えている。

しかしながら、この変革期においても、地方公共団体は、人口減少社会の到来による財政状況の逼迫、増加する施設の更新需要、職員の減少などの課題を抱えながら、いかにして下水道事業の持続と進化を現実のものにしていくかについて立ち向かおうとしている。

下水道事業は、将来にわたり継続的にサービスを提供する責務があり、これに必要となる社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等における所要額の確保や制度の拡充が不可欠である。

また、下水道経営の一層の健全化を図るためには、地方債及び地方交付税制度の充実等、積極的な財政支援が必要である。

今後、下水道事業に適切な予算措置がなされない場合、下水道事業の持続と進化を現実のものにしようとする事業者の努力も無為なものに終わることから、次の諸施策について特段の措置が講じられるよう、提言する。

1. 平成28年度下水道事業予算の要望額確保と  
社会資本整備総合交付金の拡充等について（国土交通省）
  - 平成28年度下水道事業予算の要望額確保
  - 交付対象範囲の拡大と国費率の引き上げ
  - 浸水対策の財源確保
  - 市町村合併による交付対象管渠に係る特例措置の延長
  - 積雪寒冷地における早期事業実施を可能とする措置
  - 不明水対策における財政支援
  
2. 汚水未普及地域の早期解消に向けた財政措置の充実  
および技術的支援について（国土交通省）
  - 汚水処理の10年概成のための技術的支援
  - 末端管渠の整備を促進するための財政措置
  - 都道府県構想の見直しに基づく事務手続きの軽減措置
  
3. 下水道施設の長寿命化、老朽化対策及び地震対策の充実  
について（国土交通省）
  - 防災・安全交付金予算の要望額確保
  - 管渠老朽化対策の交付対象範囲の拡大  
（1スパン未満工事の交付対象等）
  
4. 東日本大震災復興事業に係る財政支援の拡充について  
（復興庁）
  - 復興交付金における震災特別交付税の拡充、社会資本整備総合交付金の交付率嵩上げ
  
5. 放射性物質により汚染された下水汚泥の処分について  
（環境省）
  - 国による保管・処分場所の確保と費用の全額負担

6. 持続可能な下水道事業の運営・管理を支えるための  
支援の充実について (国土交通省)

- 新たな事業計画への対応を円滑に行うための支援
- 下水道事業の執行体制を補完・支援する仕組み・制度の構築
- 下水道事業に係る人材の確保と育成のための措置

7. 地方公営企業会計の適用に係る財政支援の拡充等  
について (総務省)

- 移行に向けた財政支援の拡大
- 移行対応のための研修制度等の充実
- 公営企業会計適用に係る地方債資金の確保

8. 地方債制度の改善について (総務省)

- 良質資金の確保
- 公的資金補償金免除繰上償還制度の再実施及び要件の緩和

9. 地方交付税措置の充実について (総務省)

- 地方債制度における地方交付税措置の充実
- 元利償還金への地方交付税措置の充実

10. 下水道技術の国際展開に向けた国の予算の充実、  
地方公共団体及び民間企業の活動支援について  
(国土交通省)

- 下水道の国際展開関連予算の確保
- 地方公共団体や民間企業の活動支援

## 平成28年度下水道関係予算の 確保に向けた提言

### 1. 平成28年度下水道事業予算の要望額確保と社会資本整備総合交付金の拡充等について（提言先：国土交通省）

社会資本整備総合交付金等については、事業に係わる要望額を確保するとともに、交付対象範囲の拡大等の要件緩和や国費率の引き上げを要望する。

また、市町村合併による交付対象管渠に係る特例措置の延長、積雪寒冷地における早期事業実施を可能とする措置、不明水対策等への財政支援を要望する。

下水道は、都市間・地域間での整備状況が異なり、整備途上の都市は一刻も早い未普及地域の解消を進め、整備が進んでいる市町村においても、浸水対策、老朽化施設の改築更新、合流式下水道の改善及び高度処理の促進等、今後とも、継続的かつ計画的に下水道整備を進めていく必要があり、平成28年度下水道事業予算の要望額確保について強く要望する。

社会資本整備総合交付金制度について、防災・安全交付金と流用を可能にする等、地方公共団体の裁量範囲を拡大するよう要望する。また、事務費相当分の交付対象化等、交付対象範囲の拡大を要望する。さらに、市町村合併による交付対象管渠に係る特例措置の延長を要望する。

その他、積雪寒冷地では、積雪期間を除く、限られた期間での整備を余儀なくされているため、建設工事可能な期間内の整備を効率的に進めるための制度の改善を要望する。さらに、分流式下水道の維持管理において、不明水対策は重要な課題であり、喫緊の対応が必要となっている。特に近年の集中豪雨時は雨水の侵入による不明水が溢水の原因ともなるため、対策をとるために必要な財政支援を要望する。

## 2. 汚水未普及地域の早期解消に向けた財政措置の充実 および技術的支援について（提言先：国土交通省）

都道府県構想の新たなマニュアルにより要請された、汚水処理施設の10年程度での概成に必要な事業に対する予算額の確保、技術的支援等を要望する。

汚水処理施設整備は、市町村が下水道、集落排水、浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を勘案し、都道府県が作成する都道府県構想に基づき、事業を実施している。都道府県構想の見直しにより、10年程度で汚水処理施設の整備を概ね完了させる方針が打ち出され、これを達成するためには、予算額の確保は必要不可欠であるとともに、技術的支援が必要である。

これまで、未普及地域での末端管渠整備について、社会資本整備総合交付金制度の効果促進事業を活用し整備を進めてきたが、10年概成を推し進めるためにも、これに代わる新たな末端管渠整備への財政支援を要望する。

また、各事業体でアクションプランを策定するにあたり、未普及地域解消のために下水道、集落排水、浄化槽等の各汚水処理事業間の連携や統合、あるいは処理方式の見直しなどが必須となる状況が想定されるため、国は技術的助言、先進事例等の積極的な情報発信等を行い、適正化法に係る事務手続き等が生じる場合の柔軟な対応を要望するとともに、地方公共団体の財政状態、執行体制に差があることを考慮して、概成時期等について各団体の意見を尊重することを要望する。

### 3. 下水道施設の長寿命化、老朽化対策及び地震対策の充実 について (提言先：国土交通省)

増加する下水道施設の老朽化、地震対策に対応するため、必要な予算額の確保、要件の緩和や交付対象範囲の拡大を要望する。

下水道の管渠のストックは約46万kmに達し、既に1万kmは標準耐用年数を超え、今後そうした老朽化した管渠が急激に増加することが見込まれている。こうした急激かつ膨大に老朽化していく下水道施設を適切に維持管理し、改築更新を進めていく必要がある。また、首都直下地震や南海トラフ巨大地震は30年以内の発生確率が70%程度と想定されるなど、地震対策は喫緊の課題となっている。

したがって、下水道施設を安定的かつ継続的に機能させ、市民生活を守り、経済活動への影響を最小限に抑え、安心安全な社会を構築するために必要となる防災・安全交付金の予算額確保を強く要望する。

下水道管渠の老朽化対策事業について、布設後50年を経過していない管渠でも布設環境等によっては道路陥没リスクが高くなる傾向にあることから、経過期間の取り扱いについて柔軟な対応を要望する。また、現在、管渠の1区間（スパン）の老朽化対策が交付対象となっているが、部分的な老朽化対策（1スパン未満工事）についても交付の対象化とするよう要望する。

#### 4. 東日本大震災復興事業に係る財政支援の拡充について (提言先：復興庁)

被災市町村における下水道事業の要望額確保および復興交付金における震災特別交付税、社会資本整備総合交付金の拡充を要望する。

東日本大震災は各地の下水道施設に甚大な被害をもたらしたが、下水道災害復旧事業及び復興交付金事業により、財政支援を受けながら進捗しているところである。

しかし、被災自治体では、震災前に整備した下水道施設の起債償還が完済していないことに加え、人口流出により使用料収入の減収、一般会計における税収入の減収が予測され復興後の下水道経営を圧迫することが想定される。

については、今後も計画的に下水道整備を進めるために、下水道事業の要望額の確保、東日本大震災復興交付金事業における震災特別交付税措置分の拡充および社会資本整備総合交付金事業の補助率の引き上げを要望する。

#### 5. 放射性物質により汚染された下水汚泥の処分について (提言先：環境省)

放射性物質が検出された汚泥等について、国の責任において最終処分のために必要な体制や施設等を早急に整備し、迅速かつ適切に処理することを要望する。

放射性物質が検出された汚泥等の処分については、保管及び処分等に関する基準が示されており、放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超える汚泥は国が処理し、それ以下は自治体において産業廃棄物として処理することになっている。しかし、各自治体においては、8,000ベクレル以下の汚泥についても保管及び処分場所等の確保が困難なことから未だ処理ができず仮置きしている状況にある。

これらのことから、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ適切に処理するとともに、8,000ベクレル以下の汚泥について国の責任のもと、実効性のある処理対策を講じることを強く要望する。



## 6. 持続可能な下水道事業の運営・管理を支えるための 支援の充実について (提言先:国土交通省)

下水道法の改正により制度化された新たな事業計画に対応するための支援を行うとともに、ヒト・モノ・カネに係る地方の現状及び課題を踏まえ、執行体制を補完又は支援するための仕組みや制度を構築することや、人材の確保・育成のための措置を講じることを要望する。

新下水道ビジョン及び社会資本整備審議会から答申された「新しい時代の下水道政策のあり方」に基づき、下水道法が改正され、新たな事業計画制度の構築や維持修繕基準の創設などの仕組みが整えられたが、地方の現状を踏まえると制度の構築等のみでは、持続可能な下水道事業の管理体制を確保することが厳しい状況である。

したがって、法改正に基づき創設された制度等の活用が円滑に進むよう、様々な地方公共団体の立場や状況を踏まえたガイドライン等の作成を要望する。

地方公共団体によっては、様々な制度等を活用するために必要な判断や事務等を的確に遂行することが困難な状況にあるため、そうした判断や事務等を補完又は支援するための仕組みや制度の構築を要望する。

また、地方公共団体の職員が下水道事業を的確に実施し、新たな課題解決に向けて創意工夫ができるよう、職員の人材育成に向けた支援を国としても、より充実して行うよう要望する。

下水道事業の運営管理にあたっては、事業体の規模及び下水道技術職員数等により関与の軽重はあっても、民間企業が不可欠な存在となっている。良質な下水道施設の整備・維持には品質確保が必須であることから、下水道事業者及び民間企業の技術の維持向上と品質確保の担い手の中長期的な育成を可能とする各種制度の整備を要望する。

## 7. 地方公営企業会計の適用に係る財政支援の拡充等 について (提言先：総務省)

公営企業会計への移行について、移行に伴う経費の財政的な支援、研修制度の充実等を要望する。

地方公営企業法の適用化（法適化）により公営企業会計を導入することで経営状況の透明化等の効果があるが、組織体制が縮小してきている中で、法適化に対する十分な知識を持った職員の配置が困難なことや、資産調査等に多大な経費を伴う等の課題がある。

企業会計移行に要する経費について、今年度から起債対象とされたところであるが、起債対象を、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等に限定せず、人件費も含めるなど、さらなる財政措置の拡充を要望する。

また、企業会計移行への対応を推進するためには、法適化に対する十分な知識を持った職員の育成が必要不可欠であり、取組期間も限られているため、無償の研修をきめ細やかに開催するなど、研修制度の充実について要望する。

さらに、限られた取組期間に地方公共団体が一斉に移行業務を実施すると経費が高騰し地方債計画額を上回る可能性があるため、その場合は、確実に地方債による資金の確保が図られるよう要望するとともに、地方公共団体の体制に差があることを考慮して、移行時期等について各団体の意見を尊重することを要望する。

## 8. 地方債制度の改善について

(提言先：総務省)

持続的発展が可能な社会の構築に必要な下水道の事業を実施していくためには、地方債の活用が必要不可欠であることから、地方債に係る制度の改善・充実を要望する。

下水道施設の整備は大規模プロジェクトであり、多額の事業費を必要とするこ  
と等から、その財源として地方債を活用することが必要不可欠である。

したがって、地方債制度のあり方は、下水道事業の経営に極めて影響の大きい  
ものであるとともに、その下水道事業者のおかれた状況も種々多様であることか  
ら、下水道事業者の意見を十分に踏まえた対応を図るよう要望する。

また、下水道事業者は、汚水未普及地域への対応や浸水被害への対応、老朽化  
への対応等を継続的に実施していくことが求められていることから、下水道事業  
を止めることなく永続して実施していくことが必要である。そのため、今後も政  
府資金等の良質資金の確保を要望する。

さらに、下水道の管理運営費において、地方債の元利償還金の占める割合が大  
きいことから、高率で借り入れた公的資金の補償金免除繰上償還制度の再実施を  
可能とすること、また年利5%未満の残債も対象に実施することを要望する。

## 9. 地方交付税措置の充実について (提言先：総務省)

経営の安定と健全化を図るため、下水道に係る地方交付税の総額を確保するとともに、元利償還金への地方交付税措置等の充実を要望する。

下水道の整備には十分な財源を確保することが重要であるにもかかわらず、下水道整備の財源は大半を交付金と地方債に依存しており、地方公共団体の財政事情は非常に厳しい状況に置かれている。

このため、地方財政計画における下水道事業繰出金の計上額を確保し、元利償還金への地方交付税措置の充実を要望する。

また、「地方公営企業繰出金について」に関して、下水道事業債の償還や分流式下水道等に要する経費の算出方法をより明確化することを要望する。

## 10. 下水道技術の国際展開に向けた国の予算の充実、地方公共団体及び民間企業の活動支援について (提言先：国土交通省)

国策として水ビジネスの国際展開を図る観点から、我が国の優れた下水道の国際展開のための国の予算の充実を図るとともに、地方公共団体及び民間企業の活動支援を要望する。

政府の新成長戦略においては、水分野等の国際展開が重要視されているなど、我が国の優れた下水道技術の海外輸出の本格化が期待される。下水道の海外展開においては、国内での技術開発・システム化やこれを活用した海外でのプロジェクト形成、国際標準の獲得など課題を確実に実行するための予算確保が不可欠である。

また、ノウハウを有する国、地方公共団体、民間企業が結集し、官民を挙げて取り組むことが重要である。このため、国際展開に意欲的な地方公共団体や民間企業等に対して、ビジネスマッチングを図るなどの活動支援を要望する。